

第2期おびひろこども未来プラン

帯広市の子どもや子育て家庭を取りまく環境は、保育ニーズの多様化や子育ての不安感の高まり、地域におけるつながりの希薄化など、厳しさが増しつつあります。それに伴い、保育所や児童保育センターにおける待機児童の発生や子育てに関する経済的負担感のほか、児童虐待の対応など、様々な課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、帯広市では今後も地域社会全体で、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長することができる、笑顔あふれる子育ての実現を目指すため、2020（令和2）年度から10年間を期間とした「第2期おびひろこども未来プラン」を策定しました。

基本理念

「ともに育む子どもの笑顔
未来へつなぐ おびひろ」

①計画期間

- ・2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間
- ・ただし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する部分については、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間（2025（令和7）年度以降の計画については改めて策定するもの）

②基本的な視点

- (1) 子どもの視点
すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益を最大限に尊重する。
- (2) 保護者の視点
子育てをしているすべての保護者が子育てできることを幸せに感じられる。
- (3) 社会全体の視点
すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支える。

③計画の位置づけ

- ・第七期帯広市総合計画の子ども・子育てに関する分野計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

施策の体系

本プランでは、4つの基本目標と16の基本施策を設定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

基本目標

I：子どもを守る

II：安心して子どもを産み育てることができる

III：子どもや子育て家庭をみんなで支える

IV：子ども自らの健やかな成長を支援する

I：子どもを守る

1. 子どもの権利の尊重
2. 子どもの虐待防止の推進
3. 子どもの健康づくりの推進
4. 子どもの安全な環境の確保

II：安心して子どもを産み育てることができる

1. 安心して妊娠・出産ができる環境の確保
2. 相談支援体制の確保
3. 子どもの発達・生活の支援
4. わかりやすい情報発信の推進

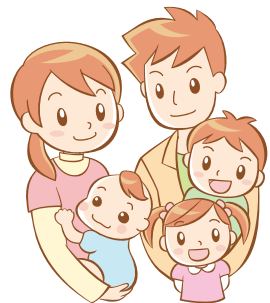
III：子どもや子育て家庭をみんなで支える

1. 仕事と子育ての両立の支援
2. 幼児教育の促進
3. 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進
4. 子育て家庭への経済的な支援
5. ひとり親家庭への支援

IV：子ども自らの健やかな成長を支援する

1. 子どもの体験活動の推進
2. 青少年の社会参加の支援
3. 青少年の健全育成活動の推進

「第2期おびひろこども未来プラン」の詳しい内容は、帯広市のホームページでご覧いただけます。



児童の権利に関する条約

(子どもの権利条約)

(公益財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。)

守るべき子どもの権利は 大きく次の4つの柱に分けられます

1. 生きる権利

- すべての子どもの命が守られること



2. 育つ権利

- 医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること



3. 守られる権利

- 暴力や搾取^{さくしゅ}、有害な労働などから守られること



4. 参加する権利

- 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989(平成元)年に、国際連合において採択され、1990(平成2)年に国際条約として発効されました。日本においては、1994(平成6)年4月22日に批准し、同年5月22日に発効しました。

子どもに関わるすべての人が、この条約の主な理念である「子どもの最善の利益」や「差別の禁止」が実現されるように取り組むことが必要です。

帯広市では児童の権利に関する条約の理念に基づき、子育て支援の充実を進めています。

INDEX

★第2期おびひろこども未来プラン	1
★児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	3
★INDEX	4
★子どもの発育・乳幼児健診について	5
★予防接種について	7
★子どもの病気とケア	8
★いざという時のために	11
★お父さんの子育て	13
★各種手当・制度について	14
★楽しい子育て応援します	15
★親子で楽しめる施設・おもな行事	17
★お子さんを預けたいとき	19
★保育所（園）について	21
★児童保育センターについて	26
★幼稚園・認定こども園について	27
★児童虐待について	29
★入学おめでとう	30
★各種相談窓口	31
★子育て応援事業所について	32
★親子で楽しめる公園	37
★子育て便利帳	38
★子育て施設マップ	39

市 民 憲 章

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗り越えて、その中心に平原のまち、帯広を拓きました。

わたしたちは、豊かな自然と、この地によって培われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。（昭和57年6月17日制定）

1. 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
1. きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
1. あたたかい心をもち、うるおいのあるまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、やすらぎのあるまちにしましょう。
1. 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。